

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月27日
【会社名】	株式会社やまねメディカル
【英訳名】	Yamane Medical Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山根 洋一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 5201 - 3995 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 西山 勇二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	03 - 5201 - 3995 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 西山 勇二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第15期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

介護予防通所介護サービスが第1号通所事業、介護予防訪問介護が第1号訪問事業と位置づけられたことから、事業目的に所要の追加の記載をするものであります。

企業のコーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会における社外取締役の比重を高めるとともに、透明度の高い経営を志向した監査等委員会設置会社に移行するに当たり、その組織体制の構築に必要な規定への変更及び新設を行うものであります。

監査等委員会設置会社への移行と同時に、意思決定の迅速化等に対応した所要の変更を加えるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、山根洋一及び矢島達之介を取締役（監査等委員である者を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、波江野弘、石村善哉及び安武洋一郎を監査等委員である取締役に選任するものであります。なお石村善哉及び安武洋一郎は社外取締役であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額を年額500百万円以内と定めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件に、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20百万円と定めるものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

平成28年7月22日付で一時会計監査人に就任した監査法人アリアを、正式に会計監査人に選任するものであります。

第7号議案 合併契約承認の件

当社グループ全体の事業効率化の観点から、完全子会社の株式会社八重洲クックライフを吸収合併する契約の承認であります。

(3) 当該決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	101,754	44	0	(注1)	可決(99.96%)
第2号議案				(注2)	
山根 洋一	101,253	545	0		可決(99.46%)
矢島 達之介	101,753	45	0		可決(99.96%)
第3号議案				(注2)	
波江野 弘	101,756	42	0		可決(99.96%)
石村 善哉	101,756	42	0		可決(99.96%)
安武 洋一郎	101,756	42	0		可決(99.96%)
第4号議案	101,711	87	0	(注3)	可決(99.91%)
第5号議案	101,751	47	0	(注3)	可決(99.95%)
第6号議案	101,252	546	0	(注3)	可決(99.47%)
第7号議案	101,750	48	0	(注1)	可決(99.95%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる出席株主の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認できていない議決権数は加算しておりません。